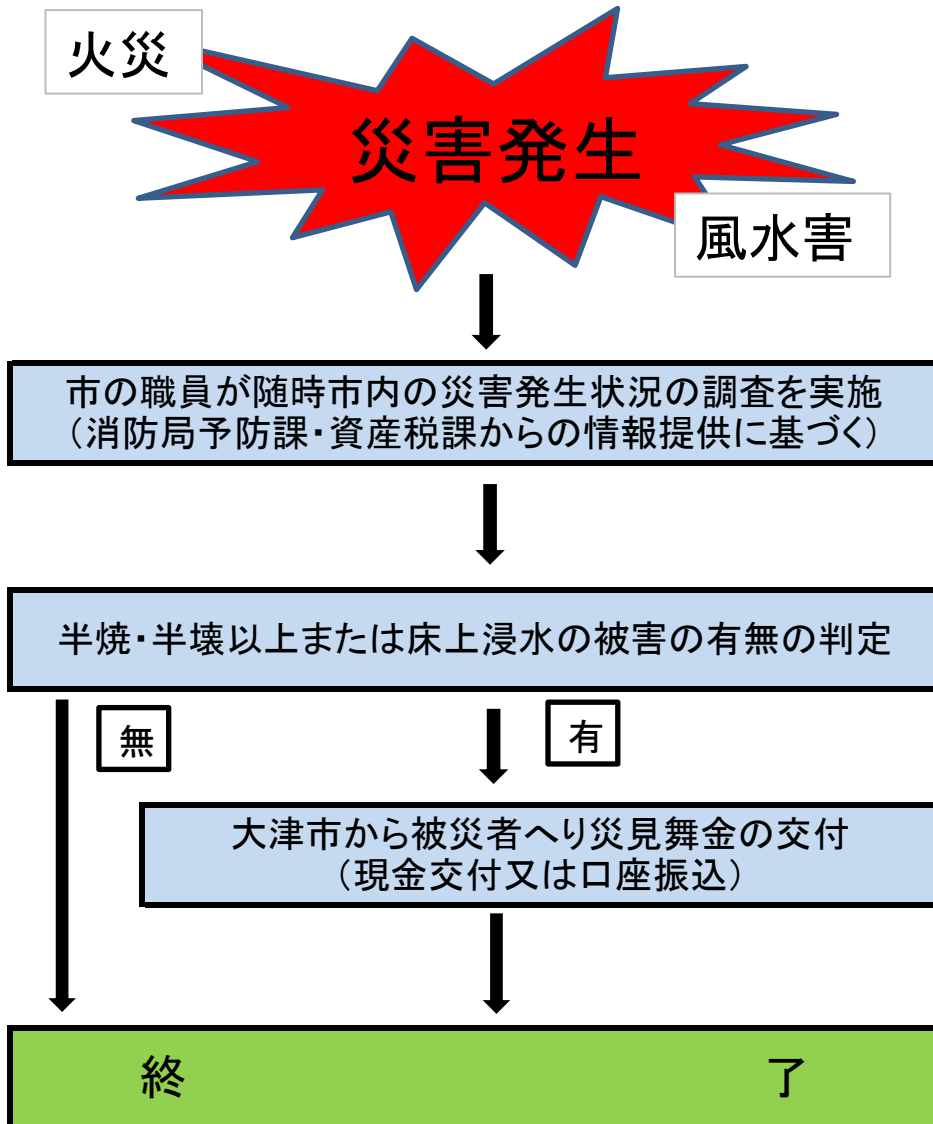


り災見舞金の交付までのフローチャート

調査の結果に基づき、大津市より対象者へご連絡いたしますので、被災者による申請は必要ありません。
ただし、見舞金支給にあたって、「り災証明書」等のご提出をお願いしております。



※災害の発生から被害状況の調査を経て、り災見舞金の交付まで2週間程度の期間を要します。

※被害の調査に当たっては、現地調査も含まれます。現地調査が困難な場合や、消防局等の調査・判定が難航する場合には、さらに期間を要する場合があります。